

豊橋市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) まちづくり活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 次に掲げるもののいずれにも該当することを誓約する書類（様式第2号）
 - ア 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
 - イ 暴力団、豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその構成員に含む法人その他の団体でないこと。
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）をその構成員に含む法人その他の団体でないこと。
 - エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をその構成員に含む法人その他の団体でないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、豊橋市都市再生推進法人指定審査会を経て、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 豊橋市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄

うことができる経済的基礎を有していること。

(5) 業務を行うに当たって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。

(6) 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団

イ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

ウ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をその構成員に含む法人その他の団体

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

3 市長は、申請者を推進法人として指定しない場合は、都市再生推進法人不指定書（様式第4号）によりその旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに都市再生推進法人業務廃止届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、都市再生推進法人指定辞退届出書（様式第8号）によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該届出に係る事項を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ず

べきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第3条第1項第6号に該当しないこととなったとき。
- (3) 第2条第1項の申請をした時点で第3条第1項第6号に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、都市再生推進法人取消通知書（様式第9号）により当該推進法人に通知するとともに、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。